

大阪大学産業科学研究所キャリア支援推進委員会内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、キャリア支援推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、企画立案とその実施に当たる。

- (1) 若手研究者のスキルアップサポートに関すること。
- (2) 若手研究者の研究環境整備に関すること。
- (3) 産業科学研究所メンター制度に関すること。
- (4) 若手研究者支援に関する動向及び情報収集と分析に関すること。
- (5) その他本研究所における若手研究者のキャリア支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
 - (2) 研究推進担当の産業科学研究所役員会構成員
 - (3) 教育連携担当の産業科学研究所役員会構成員
 - (4) 産業科学研究所の専任教授
 - (5) 新産業創成研究部門の教員(兼任教員及び特任教員を含む。)
 - (6) 事務部長
 - (7) 総務課長
 - (8) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第4号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、産業科学研究所総務課が産業科学研究所戦略室と協力して行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。